

保育施設整備に係る国有地活用について

保育施設整備に係る国有地の活用については、平成25年に策定された「待機児童解消加速化プラン」に基づき、廃止宿舎跡地などの国有地情報を提供し、優先的売却や定期借地制度を用いた貸付を積極的に行っているところです。

更に、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）において「国有地の更なる活用による保育の受け皿の拡大」が盛り込まれたことや、「子育て安心プラン」（平成29年6月）における「国有地、都市公園※、郵便局、学校等の余裕教室等の活用」に基づき、保育の受け皿の拡大に資するため、引き続き国有地の有効活用に取り組むこととしています。

国有地活用策のポイント

1. 都市公園内にある無償貸付中の国有地の活用

都市公園として無償貸付中の国有地において保育所を整備する場合、国有財産法に基づく公園としての無償貸付を継続しつつ、保育所設置を速やかに承認します。

2. 庁舎や宿舎の空きスペースの有効活用

保育の受け皿確保や国有財産のより一層の有効活用を図る観点から、庁舎や国家公務員宿舎の空きスペースを国の事務・事業に支障のない範囲で保育事業のために活用します。

(※)その他、社会福祉分野全般において社会福祉法人等に対し、定期借地契約時の契約保証金(賃料1年分)納付を免除。